

## 「酒類の品目等の表示義務」改正に伴う新ジャンル商品の品目表示変更について

「酒類の品目等の表示義務」改正に伴い、本年10月以降の新ジャンルの品目について、現行の「リキュール（発泡性）①」から「リキュール（発泡性）②」に、「その他醸造酒（発泡性）①」から「その他醸造酒（発泡性）②」に、品目表示（税率適用区分）が変更となります。

今後、新ジャンルの品目表示について下記の通り対応してまいります。

- ・2021年4月以降に発売する新商品は、新たな品目表示で発売します。
- ・発売中の商品は、商品リニューアル等の際に品目表示を順次切り替えます。
- ・2021年3月までに発売する商品の一部は、旧品目表示となりますが、商品リニューアル等の際に順次切り替えます。

### 【表示変更箇所】



なお、フードロスや資材廃棄を極力抑制する観点から、すべてのパッケージや販促品が切り替わるまでに多少の時間を要することがあります。表示切り替え中においては、同一商品であってもそれぞれの品目表示が混在することも想定されますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上